



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月2日
号外(1)
月曜

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林の皆伐面積の限度の公表(森林保全課) 1

告 示

滋賀県告示第284号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和6年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度	備 考
水源かん養保安林	湖 南	196.61
	湖 東	377.60
	湖東北部	478.37
	湖 北	1,075.48
	湖 西	292.77
	計	2,420.83
土砂流出防備保安林	湖 南	672.49
	湖 東	335.22
	湖東北部	306.56
	湖 北	286.77
	湖 西	311.25
	計	1,912.29
保健保安林	湖 南	80.58
	湖 東	27.10
	湖東北部	149.94
	湖 北	62.75
	湖 西	58.30
	計	378.67

